

茨城県内水面漁場計画

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨内区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市松本町墓所下 2275 番 1 地先

ウ 漁場の区域

ため池（通称 谷中池） 1,655 平方メートル（別図のとおり）

(2) 制限又は条件

養殖できる水産動植物は、令和5年4月20日茨城県告示第551号で公示した方法により公表した第5種共同漁業の免許において漁業の名称に示した漁業に係る水産動植物及びめだかに限る。

(3) 免許予定日

令和6年1月1日

(4) 申請期間

令和5年10月1日から同月31日まで

(5) 存続期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

第2 類似漁業権以外の漁業権
該当なし

別図

茨内区第1号区画漁業免許漁場図

